地域包括支援センター設置運営要領

平成２３年１０月１日制定

（目的）

第１条　この要領は、防府市における地域包括支援センター（以下「包括」という。）の設置、運営について、介護保険法（以下「法」という。）ほか関連法規に基づいて実施すべき事項以外の取扱いについて定めるものとする。

（設置）

第２条　包括の設置は、防府市が策定する防府市高齢者保健福祉計画（以下「計画」という。）において定める日常生活圏域に１箇所の設置を原則とする。

２　包括の設置は法に定める法人等に委託することができる。

３　委託により設置する圏域は計画に定めるものとする。

４　委託により設置する包括の委託期間は原則計画期間とする。

５　受託法人等は公募により募集し、防府市高齢者保健福祉推進会議の委員及び事務局職員の中から選んだ選定委員会において審査し、その結果に基づいて市が決定する。

６　委託条件、委託業務等の詳細は募集要項に定める。

（名称）

第３条　市直営の包括は、防府市地域包括支援センター（以下「市包括」という。）と称し、委託により設置するセンター（以下「委託包括」という。）の名称は計画に定めたものとする。

（実施業務）

第４条　包括において実施する業務は、担当する日常生活圏内の高齢者及びその支援者等を対象として、法第１１５条の４６第１項に規定する業務及び指定介護予防支援事業所としての業務とし、委託包括にあっては、法第１１５条の４７第２項の規定により包括的支援事業（法第１１５条４５第２項第４号から６号までに掲げる事業を除く）は、一括して委託するものとする。また、市包括及び市高齢福祉課から特に指示を受けた業務についても併せて実施しなければならない。ただし、次の各号に掲げる、市の権限において実施すべき業務についてはその限りではない。

（１）　成年後見の市長申し立て手続きに関する業務

（２）　高齢者虐待防止法に基づく立ち入り調査に関する業務

（職員の配置）

第５条　各包括の職員の配置は、介護保険法施行規則（以下「規則」という。）第１４０条の６６第１項に規定する、１号被保険者数がおおむね３，０００人から６，０００人未満に対し、保健師及びこれに準ずるもの１人、社会福祉士及びこれに準ずるもの１人、主任介護支援専門員及びこれに準ずるもの１人の３人配置を基本とし、担当圏域の１号被保険者数が６，０００人を超えた場合は、次に掲げる別表に従って配置するものとする。ただし、市包括の人員配置は市の判断において行うものとし、指定介護予防事業所業務を行う介護支援専門員は各包括において、実情に応じて必要人員を配置するものとする。

別表

担当圏域内の１号被保険者数	配置人員	内訳
6,000 人以上 8,000 人未満	５人	３職種各１人と３職種いずれか２人
8,000 人以上	６人	３職種各１人と３職種いずれか３人

（業務日、業務時間）

第６条　包括の業務日は、祝日及び１２月２９日から１月３日までを除く、毎週月曜日から金曜日の午前８時１５分から午後５時までとし、緊急の場合は２４時間連絡可能な体制を整えるものとする。

（運営財源）

第７条　委託包括の運営財源は、市からの委託料と指定介護予防支援事業所の介護予防サービス計画収入を充てるものとする。市の委託料は人件費相当額と事務費相当額、及び家賃相当額を算定したものとし、予算の範囲内で決定する。ただし、受託時に必要な初期費用については受託法人において負担するものとし、当該費用は委託料には含まないものとする。

（経理）

第８条　包括の事業は他事業と区分して経理するものとし、指定介護予防支援事業所業務とそれ以外の業務に分けて経理するものとする。

２　各経費の計上については、次の各号に従って行うものとする。

（１）介護予防サービス計画作成のみに従事する介護支援専門員の人件費及び当該関係事務費は、指定介護予防支援事業所業務に計上すること。

（２）介護予防サービス計画作成を居宅介護支援事業所に委託した当該委託料は、指定介護予防支援事業所業務に計上すること。

（３）市からの委託料分は指定介護予防支援事業所業務以外の業務で計上すること。

（途中解約及び期間満了時の責務）

第９条　委託包括は委託契約に基づく途中解約及び委託期間満了時には、個別の介護予防サービス計画に係る関係書類、期間中の個々の相談受理票、その他個人データの含まれる書類を市又は引き継ぐ委託包括に引き渡せるようにしなければならない。ただし、期間満了以前に、同一担当圏域の次期委託を受けることとなった場合はこの限りではない。

（連絡会議）

第１０条　包括の業務に関する連絡調整のため、市包括は毎月１回の定例連絡会議を開催するものとし、委託包括は出席しなければならない。

（その他）

第１１条　委託契約及びこの要領に定めのない事項の取扱いについては、市と委託包括との協議により決するものとし、委託包括にはその内容を文書で通知するものとする。

附　則

この要領は、平成２３年１０月１日から適用する。ただし、それ以前の契約に基づいて事業を行っている場合は、契約期間満了まではなお従前の例による。

附　則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２７年４月１日から適用する。ただし、それ以前の契約に基づいて事業を行っている場合は、契約期間満了まではなお従前の例による。

附　則

この要領は、平成３０年４月１日から適用する。ただし、それ以前の契約に基づいて事業を行っている場合は、契約期間満了まではなお従前の例による。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から適用する。ただし、それ以前の契約に基づいて事業を行っている場合は、契約期間満了まではなお従前の例による。

附　則

この要領は、令和８年４月１日から適用する。ただし、それ以前の契約に基づいて事業を行っている場合は、契約期間満了まではなお従前の例による。